

下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第28回）議事要旨

（下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務）

1 日時

平成19年6月29日（金）13：30～18：45

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員）有田知徳，池田修，伊藤眞，大川眞郎，奥田昌道（委員長），富越和厚，
中田裕康，夏樹静子，平木典子，堀野紀（敬称略）

（庶務）高橋総務局長，戸倉審議官，中村総務局第一課長

（説明者）大谷人事局長，門田人事局任用課長

4 議題

（1）協議

- ・ 平成19年下半期の判事の再任候補者について
- ・ 平成19年7月及び8月の出向からの復帰候補者について
- ・ 平成19年10月期の弁護士任官候補者について
- ・ その他

（2）次回の予定について

5 議事

（1）協議

庶務から，前回の委員会以後の経過として，平成19年上半期の判事補から判事への任命候補者，判事の再任候補者，平成19年4月の出向からの復帰候補者，出向から判事補に復帰後判事への任命を希望する者，検事からの出向候補者及び平成19年4月期の弁護士任官候補者についての最高裁判所における審議結果並

びに最高裁判所から、平成19年7月及び8月の出向からの復帰候補者についての指名の適否について諮問を受けたことが報告された。

また、委員長に宛てて、日本弁護士連合会から、委員会において面接を積極的に実施すること、少なくとも重点審議者全員に対して委員会における面接の機会を付与し、面接を希望する者については面接を実施すること及び弁護士任官希望者については、全員に対して面接を実施することを要望するという内容の要望書が提出されたことが報告された。

- ・ 平成19年下半期の判事の再任候補者について

平成19年下半期の判事の再任候補者2人について、地域委員会が収集した情報及び最高裁判所から提供された資料を基に、判事に任命されるべき者として指名することの適否について審議され、審議の結果、1人については、判事に任命されるべき者として指名することが適当であると、1人については、判事に任命されるべき者として指名することは適当でないと最高裁判所に答申することとされた。

- ・ 平成19年7月及び8月の出向からの復帰候補者について

裁判官から出向している4人について、候補者の略歴、出向先から得た候補者の執務状況等を記載した書面及び裁判官時代の直近の評価を記載した書面を基に、裁判官として指名することの適否について審議され、審議の結果、3人については、判事補に任命されるべき者として指名することが適当であると、1人については、判事に任命されるべき者として指名することが適当であると、最高裁判所に答申することとされた。

- ・ 平成19年10月期の弁護士任官候補者について

平成19年10月期の弁護士任官候補者7人について、地域委員会が収集した情報及び最高裁判所から提供された資料を基に、判事に任命されるべき者として指名することの適否について審議され、審議の結果、4人については判事に任命されるべき者として指名することが適当であると、3人については、判事に任命されるべき者として指名することが適当でないと最高裁判所に答申することとさ

れた。

(2) 次回の予定について

次回の委員会は、9月7日（金）午前10時から開催され、平成20年4月期の判事補から判事への任命候補者、判事の再任候補者及び平成19年9月の司法修習生（現行型司法修習を経た者）から判事補への任官希望者について審議することとなった。

以 上